

ご注意!! 悪質商法!!

その場で決めない!
一人で決めない!

あいかわらず全国的に悪質商法が横行しており、消費者トラブルがあとをたちません。特に高齢者を狙った新たな手口による被害が多数発生しています。悪質事業者は高齢者の心理に巧みにつけ込み、うまい話ややさしい言葉遣いで、上手に近づいたり取り入ったりして、最後には不安感を与えたり混乱させたりして陥れようとします。平成24年度、茨木での消費者トラブルによる1件あたりの被害額は、60歳以上では約29万円で、その他の世代の約8.5万円と比較すると、3倍以上にもなっています。具体的にはどんな手口の商法が多いのか、その手口と対策について茨木市消費生活センターにうかがいました。

事例1 SF商法（催眠商法）

広告に「無料プレゼント」とあったので、空き店舗を利用した期間限定の販売会に行ってみました。友だちと通い続けるうちに高額な健康食品やふとんなどを長年にわたって買われ、別居の娘に注意され気がついたときにはすでに2,000万円使っていました。お店の人がやさしく話を聞いてくれたので、被害に遭っている自覚がありませんでした。



事例2 利殖商法

未公開株が儲かると信じ込まされて遺産の数千万円を費やして、結局ほとんどなくなってしまいました。さらに別の業者を名のる人から、このままでは税金がかかるので、国の救済措置を受けるために必要なお金をゆうパックで送るように言われて最後の300万円もだましとられてしまいました。

この世の中にうまい話はありません。はっきり、きっぱり断りましょう。一度支払ったお金は戻りません。

事例3 点検商法

「近くで工事をしているものですが、お宅の屋根も点検してあげます」などと言って屋根に登ったり、下水道の工事をしているので「床下を無料で点検してあげます。お隣も契約しました」などといい、修理が必要だと高額な工事契約をせまられるものです。最近では次のような事例が増えています。

「浄水器の点検に行きます」という電話があったので、今使っているイオン整水器の販売業者だと思って来てもらいました。

点検後、コップに入れた水道水に試薬を入れ、ピンク色に変わったのを見せて「このイオン整水器は故障しています。水道水には鉛が入っているから身体によくないから新しい浄水器を買ったほうがよい」と説明され、新しい浄水器を購入しました。

水道水は、水質基準に基づいて管理されており、本来害はありません。残留塩素が試薬と反応して色が変わったものと思われます。

事例4 送りつけ商法

「ご注文された健康食品を今から送ります」という電話があったので、家族の誰かが頼んだと思い代金引換で受け取ってしまいました。また「誰も頼んでいないのでいりません」と断っても、「あなたから注文を受けて、あなたに合わせて作ったのだから」と言われました。

覚えがなければきっぱりと断り、送ってきた受け取りを拒否しましょう。



その他の悪質商法

不当架空請求 登録した覚えのないサイトからの利用料請求がメールアドレスに送られてきます。「払わないと弁護士を通じて請求しますので裁判になります」というような内容です。

あわてて業者に連絡したり入金したりすることは絶対にやめ、そのまま放っておきましょう。

当選商法 なにかに「当選した」とか、「あなたが選ばれた」とかという電話やメールが送られてきて、送料や手数料を振り込ませたり、取りにこさせて高額商品を契約させる商法です。

かたり商法 水道局や消防署、国の依頼で来たなどと言って、消火器や浄水器などの商品や、サービスを契約させる商法です。

振り込め詐欺 家族や弁護士などを装い、家族がトラブルに巻き込まれたと連絡があり、その処理のために必要だと現金を振り込ませます。さらに最近では代理人と偽り、キャッシュカードが必要だと預かり暗証番号を聞き出したり、直接現金を取りに来るような手口も増えています。

事実確認が大切!

電話勧誘販売 電話をかけてきたり、電話を消費者にかけさせたりして「購入しないと不幸になる」などと不安にさせたり動揺させ、高額な商品を契約させます。電話でのやりとりは証拠が残らないので、虚偽説明が目立ちます。

まず一呼吸! 冷静になろう。

次々販売 一度契約すると、数カ月ごとにやって来て、ふとん、着物、浄水器、健康食品などを次々と契約させる商法です。一度購入すると業者の間でリストが回り次々と悪質な業者が勧誘にきます。

いりません! はっきり言いましょう!

還付金詐欺 「医療保険課、年金課、年金事務所の〇〇です」などと名のり、医療費の還付があるから手続きにショッピングセンターのATMに行くように言われ、言われたとおりに操作してしまいます。消費者の名前を知っているので、役所からの電話だと信じてしまいます。



還付金30,000円の後に識別番号「1」などを付け足すように言われて、300,001円と打ち込まれたりします。

被害に遭わないために!

1. はっきり断る。
2. 業者の言うことを鵜呑みにしない。
3. その場で判断しない。
4. 一人で決めない。誰かに相談する。



高齢者は、老後の資金を持っていることが多く、少しでも資金を増やして安心したいと思っているようです。そして、自分が悪質商法の被害に遭っていても、「だまされた」と気づきにくいようで、次々と契約させられて被害が拡大してしまうケースもあります。こんな場合は周囲の人たちが気を配って、情報を共有することが大切です。「おかしいな」と思ったり困ったときは、必ず家族や友人、隣人、または消費生活センターにご相談を。

ご相談・お問合せは 茨木市消費生活センター 072 (624) 1999
おどされたり、だまされたりしたら… 茨木警察署 072 (622) 1234